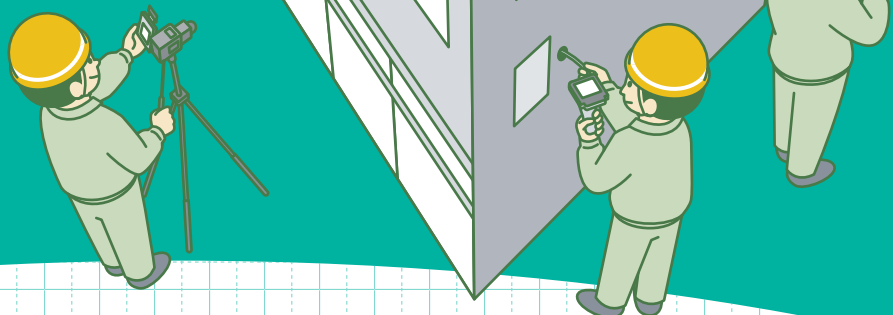


建物所有者・管理者、調査・検査員の皆様へ

2025 年 1 月版

2025年 7月1日から 定期報告制度の 調査・検査内容が 見直されます



2つのポイント

① 定期調査・検査項目の
重複の解消や合理化を
おこなっています。

② 赤外線装置・可視カメラ・
センサー等の新技術による調査・
検査が可能となります。

※ 国または特定行政庁が指定した特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の所有者は、それぞれ定期的にその状況を専門の資格者に調査・検査させて、その結果を報告することが建築基準法で義務づけられています。

詳細は裏面をご覧ください

2025年7月1日以降に実施する 定期報告の調査・検査が対象となります。

① 定期調査・検査項目の重複の解消や 合理化をおこなっています。

特定建築物定期調査で実施していた常閉防火扉について防火設備定期検査において実施することになりました。※1

あらたに防火設備定期検査にて点検が必要になるものの例



常閉防火扉



くさびにより解放状態に固定されている防火扉

※1 ご自身が所有・管理されている建物に常閉防火扉が設置されている場合、防火設備の定期検査が必要となる場合があります。
(建築物の規模・用途により不要場合があります。詳細は建築物所在地の特定行政庁にご確認ください。)

② 赤外線装置・可視カメラ・センサー等の新技術 による調査・検査が可能となります。

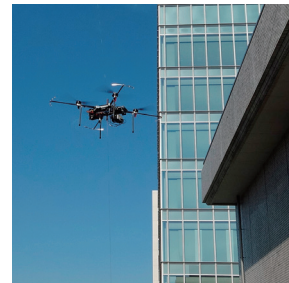
従来、目視により調査・検査することとしていたものについて、定期調査・検査を実施する者が目視と同等以上の情報が得られると判断した方法※2による調査・検査が可能となります。



ファイバースコープ※3



赤外線調査※3



ドローン調査※4

※2 ファイバースコープや双眼鏡、赤外線装置、可視カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等

※3 (一財) 日本建築防災協会より提供写真 ※4 (一社) 日本建築ドローン協会より写真提供

その他の改正内容に
関する詳細はこちら

建築基準法に基づく定期報告制度について

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html

